

東北・関東16都県で生産された 稲わらを給餌された牛の肉の県内 流通について（第7報）

連絡先	
三重県健康福祉部	健康危機管理室
担当：渡邊、向井、沖河	
電話：059-224-2359	
平成23年8月1日（月）18時45分	

* 20時45分まで待機しております。

【三重県68頭分】

県内の農家において宮城県で生産された稲わらを給餌していた牛の肉について、県内飲食店等で、流通調査をしている46頭のうち4頭の残品が見つかり、本日、4頭とも調査対象の牛であることが確認されたため放射性物質の検査を実施しました。

検査結果については、いずれも暫定規制値以下でした。

○ 検査結果について

検査機関：三重県保健環境研究所（四日市市）

検査日：平成23年8月1日

公表一覧表No	個体識別番号	と畜日	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]			
			放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	合計放射性セシウム(セシウム134+137)
61	02465-77441	2011/6/30	不検出	59	78	137
52	02467-26504	2011/6/23	不検出	20	31	51
66	08365-05274	2011/7/07	不検出	45	44	89
40	08365-30566	2011/6/13	不検出	23	34	57
食品衛生法の暫定規制値			なし	—	—	500
検出限界値			6~8	8~10	7~11	—

全検体未公表

今後の対応

今回の検査結果を受け、当該牛については流通状況調査の対象から除外します。また、放射性物質はいずれも暫定規制値以下であったため、当該牛肉は安心して食べていただけると考えています。

当該牛を除く残り42頭の流通調査については継続し、その残品が確認されれば、放射性物質の検査を実施します。

【参考】

国の定める暫定規制値は、放射性物質で汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されています。これは、食品の全体から放射性セシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

また、汚染された食肉を1年間毎日食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題はないと考えられます。